

沖繩に在る国有財産と国土保全に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年一月十四日

参議院議長 松野鶴平殿

田中

一

沖繩に在る国有財産と国土保全に関する質問主意書

沖繩に在る国有財産及びその国土保全に關し左の諸点について政府の答弁を求める。

一、沖繩に在る国有財産に就いて、山林、原野、田、畑、宅地その他を種別に、その所在地市町村別の面積と管理状況はどうなつてゐるか。

二、沖繩に在る国有財産中、一部分は米軍によつて管理されているが、それは政府の了解のもとになされているのか。

三、沖繩の地位を決めたサンフランシスコ条約には、同地所在の国有財産に就いて何等明記してゐないのに、国有財産の上に何等かの権利を行使しようとするときは、日本政府の諒解を要すると思ふが所見如何。

四、沖繩に於いて米國が条約上の権利として、司法、行政、立法の三権を行使する場合と雖も、領土の保全に就いては、善良なる管理者の義務を怠つてはならないと思ふ。従つて、米軍の作為に基いて国土の一部が滅失（砂防策を考慮することなく、海岸の砂を採りその為に護岸が破壊されて、田畑が滅失して海に變じた箇所が無数にある）したような場合には、わが國の潜在主權を侵害したことになると思ふが所見如何。又このような事態の発生に処して、領土保全上米國に対して意思表示をする考えがあるか。

五、所謂ブライス勸告に端を發した沖繩県民の土地買上反対闘争に關する政府と國民に対する援助懇請の

要点は『現在のよゝな変形的特殊な状況下で土地が米軍に買上げられるという事は、単なる財産権上の所有権の性質を超えた重大な問題である。日本に復歸した曉と雖も、國土に瑕のつく結果が予想されるから領土権に基いて、政府の取り扱ふべき問題である』として訴えている。日本國民としては、至極当然の配慮によるものである。

政府は沖繩縣民の陳情をどのように理解し、米國とどのような交渉をしたか。その経過はどうか。